

決議第3号

令和3年12月17日決議第1号「健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議」を取り消す決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和4年3月24日提出

提出者

香芝市議会議員

筒井 寛

賛成者

香芝市議会議員

中川 廣美

中村 良路

令和3年12月17日決議第1号「健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議」を取り消す決議（案）

令和3年12月17日に、香芝市議会12月定例会本会議に提出され、賛成多数で可決採択された決議第1号「健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議」は、その決議文中に、『令和2年12月10日には、令和3年度税制改正の大綱の閣議決定においては、健康増進法の改正趣旨を踏まえ、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところである。』とされている部分が存在する。この、税制改正の大綱からの引用を使用した部分の内容について、これは正確ではない。

「令和3年度税制改正の大綱」の閣議決定は、令和2年12月10日ではなく、令和2年12月21日に行われている。令和2年12月10日に発表されたものは、自由民主党・公明党の与党両党が協議し、作成された「令和3年度税制改正大綱」であり、通称、「与党税制大綱」と呼ばれるものである。前述の引用部分「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」についても、これは自由民主党・公明党の両党が作成した与党税制大綱よりの引用であり、令和2年12月21日になされた閣議決定による「令和3年度税制改正の大綱」の中には一切掲載されていない文章である。

以上の事は、令和3年12月17日決議第1号「健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議」に明らかな誤りが含まれていることを示し、香芝市議会は、明らかな誤りを含む決議文を可決採択したことになる。これは香芝市議会の名誉にかかわる問題である。しかしながら、決議文の修正、また、すでに閉じられた議会での議決を無きものとする事は不可能であるので、議決上の瑕疵を治癒し、香芝市議会の名誉を守るためには、既決の決議を取り消す決議を行うしか方法がない。

よって、香芝市議会として、令和3年12月17日決議第1号「健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議」を取り消すことを決議する。

令和4年 月 日

香芝市議会